

2018年3月23日

お客さま各位

株式会社 三井住友銀行

カードローン規定等の規定類一部改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

2018年4月23日(月)より、S M B C コンシューマーファイナンス株式会社が保証する「三井住友銀行カードローン」、「教育ローン(無担保型)」、「フリーローン(無担保型)」、および「マイカーローン」の規定類を一部改定しますので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 対象の規定類

商品名	対象の規定類(注1)
三井住友銀行カードローン	・カードローン規定 ・個人情報の利用に関する同意書
教育ローン(無担保型) フリーローン(無担保型) マイカーローン	・個人情報の利用に関する同意書

(注1)「個人情報の利用に関する同意書」は、上記の全商品共通です。

2. 改定概要

規定類	改定する条項(注2)	改定概要
カードローン規定	期限前の利益喪失事由(第12条)	期限前の利益喪失事由に係る条項を一部改定します。
個人情報の利用に関する同意書	銀行の個人情報の利用目的(第1条)	金融分野における個人情報保護に関するガイドラインに係る記載を一部改定します。

(注2) 規定類の新旧対照表は、本書の末尾に記載しております。

3. 改定後の規定類が適用されるお客さま

- (1) 2018年4月22日(日)までにご契約いただき、契約継続中のお客さま
- (2) 2018年4月23日(月)以降にご契約いただくお客さま

4. お問い合わせ先

本件についてご不明な点等がございましたら、三井住友銀行カードローンプラザ(フリーダイヤル: 0120-923-923)までお問い合わせください。

受付時間: 毎日9:00~21:00(1月1日は除きます)

以上

新旧対照表<カードローン規定>

改定前

改定後

カードローン規定

(省略)

第 12 条 (期限前の利益喪失事由)

(1) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の通知催告がなくとも、借主は本債務全額について当然に期限の利益を失い、第 8 条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。

支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

借主の預金その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押または、差押の命令の通知が発送されたとき。

本債務に限らず、当行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき、または期限の利益を喪失したとき。

借主が保証会社と締結した「保証委託約款」に基づき、保証会社から保証取消の通知があったとき。

当行に差し入れた書面に虚偽の記載があり、または、虚偽の申告があったことが判明したとき。

借主が住所変更の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由によって借主の所在が当行にとって不明となったとき。

カードローン規定

(省略)

第 12 条 (期限前の利益喪失事由)

(1) 借主について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行の通知催告がなくとも、借主は本債務全額について当然に期限の利益を失い、第 8 条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。

支払停止または破産手続開始もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。

手形交換所の取引停止処分を受けたとき。

借主の預金その他当行に対する債権について、仮差押、保全差押または、差押の命令の通知が発送されたとき。

本債務に限らず、当行に対する債務の一つでも期限に返済しなかったとき、または期限の利益を喪失したとき。

借主が保証会社と締結した「保証委託約款」に基づき、保証会社から保証取消の通知があったとき。

当行に差し入れた書面に虚偽の記載があり、または、虚偽の申告があったことが判明したとき。

借主が住所変更の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由によって借主の所在が当行にとって不明となったとき。

新旧対照表<カードローン規定>

改定前

改定後

~~—相続の開始があったとき—~~

借主が当行に開設した預金口座について、当該預金口座に係る預金規定の解約事由が発生し、当行が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。

(2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求によって、借主は本債務全額について期限の利益を失い、第8条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。

当行または保証会社が借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。

借主が本規定に違反したとき。

(3) 借主が住所変更の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

(省略)

(削除)

借主が当行に開設した預金口座について、当該預金口座に係る預金規定の解約事由が発生し、当行が預金取引の停止または預金口座の解約の通知を発信したとき。

(2) 次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当行からの請求によって、借主は本債務全額について期限の利益を失い、第8条に定める返済方法によらずただちに本債務全額を返済するものとします。

当行または保証会社が借主について債権保全を必要とする相当の事由が生じるおそれがあると認めたとき。

借主が本規定に違反したとき。

(3) 借主が住所変更の届出を怠る等借主の責めに帰すべき事由により、前項の請求が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべきときに期限の利益が失われたものとします。

(省略)

新旧対照表 < 個人情報の利用に関する同意書（三井住友銀行カードローン / 目的別ローン） >

改定前

改定後

個人情報の利用に関する同意書

第1条（銀行の個人情報の利用目的）

私は、三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、私の個人情報を、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

業 務 内 容	預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱が認められる業務を含む。）
利 用 目 的	各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提

個人情報の利用に関する同意書

第1条（銀行の個人情報の利用目的）

私は、三井住友銀行（以下「銀行」といいます。）が個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、私の個人情報を、次の業務ならびに利用目的の達成に必要な範囲で利用することに同意します。

業 務 内 容	預金業務、為替業務、両替業務、融資業務、外国為替業務およびこれらに付随する業務 投信販売業務、保険販売業務、金融商品仲介業務、信託業務、社債業務等、法律により銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務 その他銀行が営むことができる業務およびこれらに付随する業務（今後取扱が認められる業務を含む。）
利 用 目 的	各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため 犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため 預金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため 融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供に係る妥当性の判断のため 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提

新旧対照表 < 個人情報の利用に関する同意書 (三井住友銀行カードローン / 目的別ローン) >

改定前

改定後

<p>供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</p> <p>他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため</p> <p>提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</p> <p>各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</p> <p>その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため</p>	<p>供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため</p> <p>他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため</p> <p>お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため</p> <p>市場調査ならびに、データ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため</p> <p>ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため</p> <p>提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため</p> <p>各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため</p> <p>その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため</p>
<p>なお、銀行は個人情報情報機関より提供を受けた個人情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成16年12月6日金融庁告示第67号)に定められた機微(センシティブ)情報を、銀行法施行規則第13条の6の6ならびに同条6の7に基づき限定されている目的以外で利用いたしません。</p> <p>(省略)</p>	<p>なお、銀行は個人情報情報機関より提供を受けた個人情報、ならびに金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(削除)に定められた機微(センシティブ)情報を、銀行法施行規則第13条の6の6ならびに同条6の7に基づき限定されている目的以外で利用いたしません。</p> <p>(省略)</p>